

介護老人保健施設 「プラタナスの丘」(料金表)

従来型個室 A

R6.4.1

(非課税) 単位(円)

利用者段階	世帯区分	要介護度	1割負担分	居住費	室料	食費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	栄養マネジメント強化加算	1日あたり	1ヶ月合計(30日換算)
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全体が市町村民税非課税の方	要介護1	717	490	1,100	300	24	18	11	2,660	79,800
		要介護2	763							2,706	81,180
		要介護3	828							2,771	83,130
		要介護4	883							2,826	84,780
		要介護5	932							2,875	86,250
第2段階	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	要介護1	717	490	1,100	390	24	18	11	2,750	82,500
		要介護2	763							2,796	83,880
		要介護3	828							2,861	85,830
		要介護4	883							2,916	87,480
		要介護5	932							2,965	88,950
第3段階①	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が80万円超120万円以下の方	要介護1	717	1,310	1,100	650	24	18	11	3,830	114,900
		要介護2	763							3,876	116,280
		要介護3	828							3,941	118,230
		要介護4	883							3,996	119,880
		要介護5	932							4,045	121,350
第3段階②	世帯全体が市町村民税非課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得額が120万円超の方	要介護1	717	1,310	1,100	1,360	24	18	11	4,540	136,200
		要介護2	763							4,586	137,580
		要介護3	828							4,651	139,530
		要介護4	883							4,706	141,180
		要介護5	932							4,755	142,650
第4段階	上記以外の方	要介護1	717	1,668	1,100	1,800	24	18	11	5,338	160,140
		要介護2	763							5,384	161,520
		要介護3	828							5,449	163,470
		要介護4	883							5,504	165,120
		要介護5	932							5,553	166,590
第4段階 2割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が160万円以上で、実際の収入が280万円以上、2人以上の場合合計346万円以上の方	要介護1	1,434	1,668	1,100	1,800	48	36	22	6,108	183,240
		要介護2	1,526							6,200	186,000
		要介護3	1,656							6,330	189,900
		要介護4	1,766							6,440	193,200
		要介護5	1,864							6,538	196,140
第4段階 3割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が220万円以上で、実際の収入が340万円以上、2人以上の場合合計463万円以上の方	要介護1	2,151	1,668	1,100	1,800	72	54	33	6,878	206,340
		要介護2	2,289							7,016	210,480
		要介護3	2,484							7,211	216,330
		要介護4	2,649							7,376	221,280
		要介護5	2,796							7,523	225,690

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

入所初期加算Ⅱ(日額)	30円	入所後30日間に限り、1日につき30円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は60円、3割負担の方は90円となります。
短期集中リハビリ加算Ⅰ(日額)	258円	入所日から起算して3ヶ月以内に理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき258円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は516円、3割負担の方は774円となります。
経口維持加算Ⅰ(月額)	400円	咀嚼能力等を踏まえた経口維持のための支援を行います。左記料金は1割負担の場合で、2割負担の方は800円、3割負担の方は1,200円となります。
療養食加算(日額)	18円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1日につき18円(1割負担)をご負担いただきます。なお、2割負担の方は36円、3割負担の方は54円となります。
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	51円	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算です。1日につき51円をご負担いただきます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	600円	介護サービスの質の向上を図るために設けられた制度です。入所者の心身の状況等に係る基本情報が把握・活用されている場合に40単位(Ⅰ)、さらに疾病や服薬の情報が加えられる場合には、60単位(Ⅱ)に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の3.9%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	—	介護人材の確保、介護サービスの向上を目的として、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、さらなる処遇改善を推進するための制度です。一月の総単位数の1.7%に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	コロナの克服及び超高齢化社会における人材確保の取組として創設された加算制度です。介護職員等の定着率向上とともに、質の高い介護サービスを維持するため、一月の総単位数の0.8%に相当する金額をご負担いただきます。
日用品費(日額)*	300円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品費として、1日につき300円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額)*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額)*	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額)*	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 食費は、1日3回の食事(朝食・昼食・夕食)がある中、その摂取回数に関わらず1日分の費用をご負担いただきます。

なお、外泊等で不在の場合には食費のご負担はありません。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ 外泊時には、居住費と共に、施設利用料に替える外泊時費用として、1割負担の方は362円、2割負担の方は724円、3割負担の方は1,086円のご負担をいただきます。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。